# **今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方検討に係る論点（案）について**

資料１－５

今後、本部会において、国において実施される総量削減基本方針の策定及び瀬戸内海環境保全基本計画の変更と、大阪湾の状況を踏まえて、

・第９次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について

・瀬戸内海府計画の中間点検と見直しのあり方

について検討するにあたり、論点（案）については以下のとおりとしてはどうか。

１．湾奥部の水質改善

|  |
| --- |
| 【現状・課題】  ・湾奥部は、魚類等の生息にとっては厳しい環境にある中、成育場として利用されている。  ・湾奥部は、埋立地の影響で海水の流れが妨げられ、淀川等を通じて流入する栄養塩が滞留しやすい状況となっている。このため、大量に増殖したプランクトンの死骸が沈降することにより底層の水質が悪化しやすく、夏季の底層溶存酸素濃度が、無生物域を解消する水域の環境基準値である２㎎/Lを下回っており、水質改善が必要。  ・底層溶存酸素の環境基準について、大阪湾における水域類型の指定が予定されている。  ・ 水質改善の取組の推進にあたっては、湾奥部が栄養塩の湾全体への供給源となっていることを踏まえることが必要。 |
| 【論点案】  ・湾奥部が栄養塩の湾全体への供給源となっていることを踏まえ、湾奥部の水質改善に向けた取組をどのように推進するべきか。 |

２．湾南部の栄養塩濃度の管理のあり方

|  |
| --- |
| 【現状・課題】  ・窒素・りんの濃度は、湾奥部が高く、湾南部が低い。  ・窒素・りんの濃度は、長期的に低下している。  ・現時点では、湾南部の窒素・りんの濃度は水産用水基準※を上回っている。  （※水産用水基準：（公社）日本水産資源保護協会が設定している基準であり、「全窒素0.2 mg/L以下・全りん0.02 mg/L以下の海域は、閉鎖性内湾では生物生産性の低い海域」とされている。）  ・漁業関係者から、湾南部の貧栄養化を懸念する意見がある。  ・瀬戸内海法が改正され、知事が策定する計画に基づき、特定の海域（ノリ等の生物の生産性の確保等に支障が生じている狭いエリア）への栄養塩類供給を可能にする制度が導入された。 |
| 【論点案】  ・湾南部の窒素・りんの濃度の状況や漁業者の意見、瀬戸内海法の改正等を踏まえ、今後の湾南部における栄養塩濃度の管理のあり方をどのように考えるべきか。 |

３．多様な生物を育む場の確保

|  |
| --- |
| 【現状・課題】  ・湾奥部は、海岸の大半が直立護岸となっており、生物が生息しやすい場の創出が必要。  ・湾南部は、自然環境が残され海に近づける場が多いことを踏まえ、自然環境を保全しつつ、必要に応じて人の手を加える「里海づくり」の推進が必要。  ・2025年大阪・関西万博は、湾奥部に面する夢洲を会場として、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、開催意義にSDGsの達成を掲げて開催される。  ・藻場等の整備は、栄養塩の吸収に加え、CO2の吸収（ブルーカーボン）や生物多様性の向上など様々なコベネフィット効果が期待される。 |
| 【論点案】  ・多様な生物を育む場の確保を加速するため、2025年大阪・関西万博の開催や、藻場等の整備によるコベネフィット効果を踏まえ、どのように取組みを推進するべきか。 |